

1. 群馬県過疎地域持続的発展方針の策定にあたって

(1) 策定の趣旨

県過疎方針は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき策定するもので、県及び市町村過疎地域持続的発展計画を策定する際の指針となる。

「快疎」とは、他にはない価値を持ち、空間的にも精神的にもより安定した快適な状況のことで、県総合計画・ビジョンにおいて、県全体でその実現を目指している。

過疎地域が持つ「**快疎**」との親和性を活かして、条件不利性の克服を図りつつ、**フロントランナー**として**群馬の快疎化をリード**し、持続的発展を図るため、策定するもの。

(2) 対象地域

過疎地域：桐生市(旧桐生市、旧黒保根村)、沼田市(旧利根村)、渋川市(旧赤城村、旧小野上村、旧伊香保町)、みどり市(旧東村)、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町、長野原町、東吾妻町、片品村、みなかみ町(12市町村)

特定市町村：高崎市(旧倉渕村)、藤岡市(旧鬼石町)、上野村、嬭恋村(4市村)

(3) 対象期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

2. 基本的な事項

(1) 過疎地域の現状と課題点

○主要産業である農林業は、担い手不足や木材価格の下落により衰退し、人口減少や不利な立地条件から雇用の場が限られており、**経済的基盤の確立が必要**。

○空き家、農地、山林等の管理や、芸能、文化の継承といった**集落機能**と、公共交通や地域医療、福祉、子育て、教育といった**社会システムの維持・確保が課題**。

○移住者や関係人口、ワーケーション等、**多様な形で地域に繋がる人達が増加**しており、新しい事業や地域ビジネスを興す動きも見られる。

(2) 過疎地域の価値と役割

○群馬県の過疎地域は、膨大な需要のある首都圏へ、**水や多様な資源、エネルギー等を供給**し、首都圏の発展に寄与してきた。

○先人達の努力と住民の営みにより、農地や山林といった自然環境が保全され、「**緑のダム**」としての**水源かん養機能**、近年の激甚化する災害に対する**防災・減災機能**、カーボン・ニュートラルを目指す上での**温室効果ガス削減**等の役割を担っている。

○**首都圏からの好アクセス**に加え、**開放的でゆとりのある快適な生活空間**は、WTHコロナ社会において大きな価値となる。

○過疎地域の豊かな多様性は、地域住民にとっては**アイデンティティ**に繋がるとともに、都市部の人々にとっては**学びの場**や**人間らしさ**、**素朴な幸せを実感できる場**になり得る。

(3) 群馬県の過疎地域が目指す将来像

自然とともに快適に暮らし、都市にはない価値を生み出す 「先進的な快疎社会」の実現

- ①持続可能な自立分散型の地域社会の構築
- ②地域の有する可能性や価値を活かした内発的な発展
- ③誰一人取り残さない住民の快適で幸福な暮らしの確保

(4) 過疎地域の持続的発展に向けた基本的な視点

基本的な視点① SDGsへの取組とDX推進

○過疎地域は、豊かな自然、文化、生活様式があり、かつ、食や水、エネルギーに恵まれ、「**持続可能性**」や「**多様性**」の観点では、都市よりも過疎地域に**優位性**がある。

○SDGsを**DX推進**と併せて取り組むことで、持続可能性や豊かさを高め、**自然とともに快疎に暮らす先進的な地域**を目指す。

基本的な視点② 経済的基盤の確立と集落機能の自立

○モノ・コト・エネルギーの地産地消と、地域の特色や価値を活かした産業振興により、**地域経済循環**を促進していく。

○経済的基盤を背景にマンパワーを確保し、地域の組織化・ネットワーク化、地域ビジネスの活性化を図り、**共助の持続化**と**外部に過度に依存しない強い地域**を目指す。

基本的な視点③ 官民共創コミュニティの立ち上げ

○民間企業やNPO、関係人口等が連携し「**官民共創コミュニティ**」を立ち上げ、地域課題の解決や新たな価値創造を図る。

○地域に足りないモノを逆に「**関わりしろ**」という強みとして活かし、**快疎な空間**と合わせて多様な主体を惹きつける地域を創る。

3. 分野別施策の方向性

1. 移住・定住促進、地域間交流の促進、人材育成

- (1) 移住・定住促進、地域間交流の促進、人材育成の方針
 - 地域の担い手の確保するため、移住・定住促進やワーケーション・二拠点居住の促進、地域おこし協力隊の活用、関係人口の創出、地域における人材の育成
- (2) 移住・定住の促進
 - 「くま暮らし支援センター」におけるワンストップ対応やオンライン相談会の開催、移住コーディネーター等の人材活用
- (3) ワーケーションや二拠点居住の促進
 - 首都圏からの好アクセスや快疎な本県の特徴を活かし、ワーケーションや二拠点居住を促進
- (4) 地域おこし協力隊の活動支援と定住支援
 - 隊員のスキルアップや隊員同士の横の繋がりの強化
- (5) 関係人口の創出
 - 地域側の受入体制の構築や「関わりしろ」の明確化
- (6) 地域間交流の促進
 - 上流交流やグリーン・ツーリズム、農泊を推進
- (7) 地域人材の育成
 - 人材育成研修やワークショップ、外部交流等の機会を創出

2. 産業の振興

- (1) 産業の振興の方針
 - 地域の価値を活かした産業振興や地域経済循環、デジタル技術の活用を図り、地域の稼ぐ力を高め、経済的基盤を確立
- (2) 農林水産業の振興
 - 地域特性やデジタル技術を生かした高付加価値・高収益な農業への転換、農産物のブランド化による販路拡大
 - 森林木材や林産物の生産・流通促進、山林の多面的活用、森環境税を活用した適正な森林管理
 - 疾病対策や養魚指導、新養殖導入による消費拡大
 - デジタルを活用した捕獲強化や人材育成による鳥獣害対策
- (3) 地場産業の振興、中小企業の支援
 - 技術力の向上、生産体制の整備、企画開発力、マーケティング力、販売力の強化と人材の確保・育成
- (4) 企業の誘致対策
 - 地域特性や地域資源を生かした企業誘致の推進
 - サテライトオフィスの開設・誘致
 - 古民家等を活用したサテライトオフィスの活用を推進
- (6) 起業の促進
 - 地域資源を生かした起業促進、地域おこし協力隊の起業支援
- (7) 継業の促進
 - 事業継承ネットワーク等により、継業を促進
- (8) 商業の振興
 - 地域の実情や住民ニーズを踏まえた買物弱者対策
- (9) 観光・レクリエーション
 - ニューノーマルに対応した観光地づくり、体験型・滞在型観光の推進
- (10) 特定地域づくり事業協同組合の設立促進
 - 地域の特色に合わせて、年間を通じた雇用を確保

3. 情報化の促進

- (1) 情報化の促進の方針
 - 地域課題解決や条件不利性の克服に向けて、様々な領域でデジタル技術の活用を促進
- (2) DXの推進・ICT利活用
 - ICT・AI・ロボティクス等の革新的な技術を、産業、保健、医療、福祉、防災・安全といった分野で活用
- (3) 普遍的な情報通信基盤の整備
 - 情報化の土台となる情報通信基盤については、過疎地域においてもあまねく整備を図る
- (4) デジタル人材の育成
 - 各教育事務所に教育DX推進コーディネーターを、各小中学校に教育DX推進スタッフを配置
- (5) 民間・専門人材の活用促進
 - 民間企業や専門人材を活用し、情報化を促進

4. 交通施設の整備、交通手段の確保

- (1) 交通施設の整備、交通手段の確保の方針
 - 安全・安心な住民生活や産業振興に向けて、必要なハード事業に加え、ソフト事業も充実・強化
- (2) 国道、県道及び市町村道の整備
 - 幹線道路、生活道路の計画的整備と基幹的市町村道の県代行整備
- (3) 農道、林道の整備
 - 農業、林業の生産性向上及び生活環境改善のための計画的整備と基幹的農道、林道の県代行整備
- (4) 交通確保対策
 - 地域の実情に応じたバス路線網の整備支援、中小私鉄の維持存続のための設備整備、デジタル技術を活用した自動運転技術の開発支援や普及促進

5. 生活環境の整備

- (1) 生活環境の整備の方針
 - 生活条件の向上のための計画的な整備促進、防災減災対策の実施、生活利便性向上・地域経済循環に向けた環境整備
- (2) 水道、下水処理施設等の整備
 - 下水道、廃棄物処理施設の計画的整備と維持管理
- (3) ハード・ソフト一体となった防災・減災対策
 - 河川・ダム等の流下・貯水能力の維持・回復、防災・減災施設整備、避難行動計画策定支援、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築
- (4) 消防防災体制の整備
 - 消防防災設備のハード整備と自主防災体制を育成・強化するソフト対策の推進及び統合型医療情報システムの効率的運用
- (5) 快適な経済活動や地域経済循環に向けた環境整備
 - 地産地消が可能となる環境の整備、ECの促進、地域通貨等の導入

6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健福祉の向上及び増進

- (1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健福祉の向上及び増進の方針
 - 施設の充実、地域の実情に応じた支援体制の整備
- (2) 少子化対策
 - 地域の実情に応じた児童福祉施設整備、地域全体で子育てを支援する環境づくり
- (3) 高齢者等の保健福祉の向上及び増進等
 - 高齢者が地域の「支え手」として活躍できる地域づくり
 - 地域密着型サービスの拠点や介護保険施設の整備、介護人材確保対策の推進
- (4) 障害のある人へのための対策
 - 就労による自立促進、日中活動や住まいの場の確保、県民理解の促進
- (5) 包括的な支援体制の整備
 - 市町村における分野を問わない包括的な支援体制の整備

7. 医療の確保

- (1) 医療の確保の方針
 - 身近な生活圏内で必要な初期医療が安定的に受けられる体制の整備
- (2) 医師の確保対策
 - 自治医科大学卒業生のへき地診療所への派遣、へき地医療支援機構による代診医派遣支援事業の企画・調整
- (3) 医療提供の支援
 - 診療機器の設備や施設といったハード面の充実、巡回診療の実施、ドクターへり活用による救急医療体制の構築
- (4) 保健指導の支援
 - 保健師による健康相談や健康教育の実施、研修会実施
- (5) 特定診療科に係る医療確保対策
 - 修学研修金による小児科・産婦人科等に従事する意欲ある研修医等の修学支援

8. 教育の振興

- (1) 教育の振興の方針
 - 地域の特色を生かした教育の推進、都市部の子どもたちの体験学習受入、教育施設の整備、ソフト面の充実
- (2) 公立小中学校の整備等教育施設の整備
 - 地域の実情に即した計画的な施設整備
 - 社会教育施設等の整備
 - 都市住民との交流の場としての集會・スポーツ施設活用
- (4) 地域の特色や魅力を活かした教育
 - きめ細かい学習支援、資源や地域の方々と連携した学習、地域学校協働活動の充実、地域への愛着の形成

9. 集落の整備

- (1) 集落の整備の方針
 - 集落機能を維持するため、地域の組織化やネットワーク化を図り、外部に過度に依存しない強い地域を確立
- (2) 集落の維持・活性化
 - 複数集落をネットワークで結び集落間の相互補充関係を強化する「集落ネットワーク圏」の形成促進
- (3) 地域運営組織
 - 地域課題の解決や地域活性化を住民主体で取り纏む地域運営組織を構築
- (4) 集落対策人材の活用
 - 地域おこし協力隊や集落支援員等の人材を活用
- (5) 中間支援機能の強化
 - 集落に対する伴走支援やコンサル的な支援を強化

10. 地域文化の振興等

- (1) 地域文化の振興等の方針
 - 地域生活に根ざした文化を保存・継承する後継者確保、地域の価値を活かした活性化・地域間交流の促進
- (2) 地域文化の振興等に係る施設整備
 - 文化会館をはじめとする地域文化活動拠点の質的充実
- (3) アートによる地域活性化
 - アーティストの支援、アート教育・体験、文化施設の活用
- (4) 伝統芸能や地域文化の担い手確保
 - 伝統文化を次世代に継承している団体を支援
- (5) スポーツによる地域活性化
 - スポーツを通じていきいきとした地域づくりの推進
- (6) 農村風景や町並み等の地域資源の提供
 - 田園風景を活かしたグリーン・ツーリズムや農泊の推進
- (7) 自然や文化等を源流としたシビックプライドの醸成
 - 外部との交流や地域の価値を再認識する機会を創出し、住民のシビックプライドや幸福感、地域への愛着を育む

11. 再生可能エネルギーの利用推進

- (1) 再生可能エネルギーの利用推進の方針
 - 豊富な資源を活用し、再生可能エネルギーの導入を推進
- (2) 再生可能エネルギーの地産地消・自立分散化
 - 地域特性に応じたエネルギーの地産地消・自立分散化
- (3) 温室効果ガス削減の推進
 - 森林資源の循環的利用を推進

12. 多様な主体と行政の連携及び広域連携の強化

- (1) 多様な主体と行政の連携
 - 地域コミュニティ、ボランティアやNPO法人、企業、大学や高校と行政との連携強化、官民共創による地域づくり
- (2) 官民共創コミュニティによる地域課題の解決
 - 様々なステークホルダーと共創で地域課題の解決や新たな価値創造を図るコミュニティの育成
- (3) 広域連携の強化
 - 地域の実情に合った周辺市町村との連携強化
 - デジタル化の促進に向けた連携
- (4) ONETSUBUENの活用、パートナーシップ委員会での連携
- (5) 県からの補完的な連携
 - 事務処理支援、県のリソースやノウハウの積極的な活用

4. 地域別持続的発展の方向性

それぞれの地域が持つ特性を生かし、地域別に各地域が目指す方向性を示すもの

(1) 県中部地域(渋川市(旧赤城村、旧小野上村、旧伊香保町))

- 渋川市旧赤城村は、農業生産基盤の充実や観光農業等の更なる振興、生活環境基盤の向上
- 渋川市旧小野上村は、豊かな自然の活用や交流拠点機能を活かした交流人口の拡大
- 渋川市旧伊香保町は、伊香保温泉の知名度と集客力を活かし、「石段街」や「伊香保露天風呂」等、観光拠点をPR・活用した魅力向上

(2) 県西部地域(高崎市(旧倉渚村))

- 有機農法による付加価値を高めた農作物の販売強化と新規就農者の移住促進、交通アクセスの良さを生かした生活基盤整備による子育て世帯の定住促進
- 「クラインガルテン」「はまゆう山荘」「道の駅くらぶち小栗の里」を核とした都市住民との交流促進や高崎市街地との連携促進

(3) 県南西部地域(藤岡市(旧鬼石町、上野村、神流町、下仁田町、南牧村))

- 大学や住民との連携による世代間交流を通じた中山間地域の活性化支援
- 「地域おこし協力隊」「緑のふるさと協力隊」の地域活動と地域への定住・定着への支援強化
- 藤岡市旧鬼石町の地域は、「県産材センター」を核とした林業振興、「アーティスト・イン・レジデンス」をはじめとする住民主体の交流事業の推進
- 上野村は、全国に先駆けた移住者の積極的な受入れと木材を持続的に利用するエネルギーの地産地消を進め、地域内循環型経済による持続可能なコミュニティの形成
- 神流町は、地域資源を活用したイベント開催や「農泊」による交流人口拡大と、「あわばた大豆」をはじめとする地場産品のブランド化及び「恐竜」を活用した産業振興による移住・定住の促進
- 下仁田町は、「荒船風穴」「下仁田ジオパーク」を核とした交流人口増大、地域経済の活性化
- 南牧村は、地域住民と行政が連携して取り組む村内の空き家を活用した移住者の受入れ、恵まれた地域資源を活用した活気溢れる村づくりの推進

(4) 県北西部地域(中之条町、長野原町、嬭恋村、東吾妻町)

- 地域高規格道路「上信道路」の早期建設をはじめとする生活基盤整備の推進
- 中之条町は、「中上条ビエナーレ」を通じた交流人口の拡大、「再生可能エネルギー」によるエネルギー地産地消のまちづくりの推進
- 長野原町は、ハツ場ダムをはじめとした観光資源と浅間山麓等の豊かな自然環境を活用した観光業の推進、特性を活かした生産性向上と持続可能な農業の推進、空き家を活用した移住促進
- 嬭恋村は、高原キャベツの一大産地の維持、自然環境や景観が優れた長期滞在型リゾート地・魅力ある観光地づくりの推進、都市との交流事業や子育て支援による移住定住の促進
- 東吾妻町は、「吾妻峡」「箱島湧水」や「岩櫃山」を中心とした計画的な観光関連施設整備、都市との交流による観光ネットワークの構築、Uターン者の就業支援による定住促進

(5) 県北東部地域(沼田市(旧利根村)、片品村、みなかみ町)

- 尾瀬や谷川連峰をはじめとする豊かな自然環境と、利根川源流や吹割の滝などの水資源の保全に取り組みむで「利根川水系の上流社会」の責任を果たす
- 観光関係団体や住民、事業者、行政が相互に連携し、地域全体で基幹産業である観光業を振興
- 沼田市旧利根村は、積極的な企業誘致や地場産業の育成等による雇用の創出、林道や作業道の整備を推進し優良材の生産、グリーン・ツーリズムや農産物のブランド化
- 片品村は、自然環境やスキー場を活かした観光振興、「尾瀬ブランド」の強化、自然体験や農業体験による関係人口増加、結婚・出産・子育てへの切れ目ない支援
- みなかみ町は、豊かな自然環境や、首都圏からのアクセスの良さを活かした移住定住促進やワーケーション誘致、体験型施設と組み合わせたエコツーリズムの推進、地域の果樹等の特産農産物や工芸品等の販売拡大及びブランド化、新たな地場産品の開発

(6) 県東部地域(桐生市(旧桐生市、旧黒保根村)、みどり市(旧(勢)東村))

- 地域内への移住・定住を促進するための生活基盤、農林業生産基盤の整備
- 地域鉄道の利用促進支援と北関東自動車道を生かした都市との交流促進
- 桐生市旧桐生市は、交通振興に係る独特の歴史、都市部と山間地が近接した自然豊かで「快疎」な環境など地域の資源を生かした地域振興や観光振興
- 桐生市旧黒保根村の地域は、農林業の基盤整備や遊休農地の活用、小中学校における「西町インターナショナルスクール」(東京都港区)との交流や英語教育充実による国際感覚を持った人材育成
- みどり市旧東村の地域は、「草木湖」「国民宿舎サンレイク草木」「富弘美術館」といった観光拠点と豊かな自然を生かした観光共生型のまちづくりの推進